

奈良県告示第二百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

令和二年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 大和高田市、大和郡山市、橿原市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の全域並びに奈良市、天理市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町及び高取町の一部の地域（別紙第一図から別紙第六図までの表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 津風呂湖特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 吉野町内の主要地方道吉野室生寺針線と町道竜門一七号線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東進し、町道竜門一二号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し、町道竜門一三号線との交点に至り、同所から南東進し、山口吊橋の手前五メートルの地点に至り、同所から津風呂湖右岸から五十メートル離れた地点に沿って上流方向へ進み、柳川との交点に至り、同所から同川を北東進し、町道中竜門九七号線との交点に至り、同所から同町道を北東進し、町道中竜門一号線との交点に至り、同所から町道中竜門一号線を南東進し、東進し、国道三七〇号との交点に至り、同所から同国道を南進し、県道入野河原屋線との交点に至り、同所から同県道を南西進し、北西進し、町道竜門一九号線との交点に至り、同所から同町道を北進し、平尾橋の手前百メートルの地点に至り、同所から津風呂湖右岸から五十メートル離れた地点に沿って上流方向へ進み、町道竜門一九号線に至り、同所から同町道を北進し、町道竜門一七号線との交点に至り、同所から町道竜門一七号線を北進して起点に至る一円の区域（別紙第七図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 高山ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 山添村内の国道二五号と主要地方道笠置山添線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北西進し、南西進し、北西進し、同主要地方道と主要地方道上野南山城線との交点に至り、同所から主要地方道上野南山城線を北進し、奈良県と京都府との境界に至り、同所から同境界を東進し、南東進し、北進し、市道田山長引線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、県道月瀬三ヶ谷線との交点に至り、同所から同県道を東進し、主要地方道上野南山城線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し、市道尾山治田新線との交点に至り、同所から同市道を南進し、北東進し、奈良県と三重県との境界に至り、同所から同境界を東進し、南進し、国道二五号との交点に至り、同国道を南進して起点に至る一円の区域（別紙第八図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 奈良万葉カンツリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 奈良万葉カンツリー倶楽部及びその周囲五十メートル以内の区域（別紙第九図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 重阪牧場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 重阪牧場の区域（別紙第十図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 春日台カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 春日台カントリークラブゴルフ場及びその周囲五十メートル以内の区域（別紙第十一図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 東海自然歩道特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 東海自然歩道の両側百メートル以内の区域（別紙第十二図から別紙第十六図

までの表示区域)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 曾爾高原特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域 曾爾村内の主要地方道名張曾爾線と奈良県と三重県との境界の交点を起点とし、同所から同境界を北東進し、南東進し、阿柳山(六七四メートル)に至り、同所から南進し、小太郎岩及び笠松山(四八四メートル)を経て、中村山(六四三メートル)に至り、同所から東進し、奈良県と三重県との境界の俱留尊山(一、〇三七・三メートル)に至り、同所から同境界を南進し、曾爾村、御杖村及び三重県との境界に至り、同所から曾爾村と御杖村との境界を南西進し、村道新亀山線との交点に至り、同所から同村道を北西進し、村道古光山線との交点に至り、同所から村道代行亀山線を北西進し、村道代行亀山線との交点に至り、同所から村道代行亀山線を西進し、村道亀山線との交点に至り、同所から村道亀山線を北進し、主要地方道名張曾爾線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し、起点に至る一円の区域(別紙第十七図の表示区域)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 室生ダム特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域 宇陀市内の室生ダム堰堤を起点とし、同所から右岸の市道長峯大野線を南西進し、市道檜牧乙号線との交点に至り、同所から市道檜牧乙二号線を南進し、市道檜牧荷阪線との交点に至り、同所から市道檜牧甲一三号線を南西進し、市道檜牧甲一三号線との交点に至り、同所から市道檜牧甲一三号線を南西進し、国道三六九号との交点に至り、同所から同国道を西進し、高倉橋に至り、同所から同橋を渡って北東進し、市道高倉山辺三線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道長峯大野線との交点に至り、同所から市道長峯大野線を北西進し、市道檜牧乙一号線との交点に至り、同所から市道檜牧乙一号線を北東進し、市道山辺三赤人橋線との交点に至り、同所から市道山辺三赤人橋線を南東進し、市道山辺三一一号線との交点に至り、同所から市道山辺三一一号線を北東進し、林道下山線との交点に至り、同所から同林道を北東進し、市道大野半焼線との交点に至り、同所から同市道を東進して起点に至る一円の区域(別紙第十一図

の表示区域)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 天川特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域 天川村大字北角地内の国道三〇九号と黒滝大峰山系鳥獣保護区との交点を起点とし、同国道を北西進し、中越地区集会所に至り、同所を北東進し、虻峠を経て、主要地方道大峯山公園線と村道中越洞川線との交点に至り、同主要地方道を北進し、黒滝大峰山系鳥獣保護区との交点に至り、同鳥獣保護区との境界を南東進し、南西進し、起点に至る一円の区域(別紙第十八図の表示区域)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 二津野ダム特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域 二津野ダム水面の区域(別紙第十九図の表示区域)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 上野地特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域 十津川村の旭川と十津川の合流点の左岸の国道一六八号を起点とし、同所から同国道を南西進し、同国道と村道旧国道上野地線との交点に至り、同所から同村道を南西進し、国道一六八号との交点に至り、同所から同国道を南西進し、国王神社に至り、同所から十津川の右岸に渡って同川を北東進し、十津川の左岸に渡って起点に至る一円の区域(別紙第二十図の表示区域)

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 大宇陀特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域 国道一六六号と桜井市と宇陀市との境界(女寄峠)の交点を起点とし、同所から同境界を北東進し、桜井市並びに平成十七年十二月三十一日における宇陀郡榛原町と大宇陀町(以下「旧榛原町と旧大宇陀町」という。)との境界の交点に至り、同所から旧榛原町と旧大宇陀町との境界を北東進し、南進し、県道高塚野依線との交点に至り、同所から同県道を西進し、北進し、国道三七〇号との交点に至り、同所から同国道を西進し、国道一六六号との交点に至り、同

所から国道一六六号を南進し、道の駅宇陀路大宇陀に至り、同所から国道三七〇号を南進し、宇陀市と吉野町との境界の交点に至り、同所から吉野町と宇陀市との境界を北西進し、吉野町、桜井市及び宇陀市との境界の交点に至り、同所から桜井市と宇陀市との境界を北東進して起点に至る一円の区域（別紙第二十一図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 西吉野特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 五條市車谷町と西吉野町百谷との字界並びに五條市と下市町との境界の交点を起点とし、同所から五條市と下市町との境界を南進し、五條市西吉野町百谷と西吉野町唐戸との字界の交点に至り、同所から西吉野町百谷、西吉野町平沼田、西吉野町夜中及び西吉野町黒淵と西吉野町唐戸、西吉野町八ツ川、西吉野町鹿場及び西吉野町小古田との字界を南西進し、東進し、丹生川との交点に至り、同川を南西進し、宗川との合流点に至り、同所から西吉野町黒淵及び西吉野町大日川と西吉野町城戸及び西吉野町西野との字界を南西進し、奈良県と和歌山県との境界の交点に至り、同所から同境界を北西進し、五條市阪合部新田町と西吉野町大日川との字界の交点に至り、同所から同字界を北進し、東進して起点に至る一円の区域（別紙第十図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 桃俣特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 御杖村内の西杉川と小杉谷の合流点を起点とし、小杉谷を南西進し、山杉谷に至り、同所から山杉谷を西進し、御杖村と東吉野村との境界の交点に至り、同所から同境界を北西進し、西杉峠に至り、同所から北東進し、西杉川に至り、同所から同川を東進して起点に至る一円の区域（別紙第十七図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 龍王山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 天理市内の天理ダム、バウル公園及びその周囲百メートル以内の区域、県道笠天理線と市道天理ダム長滝線との交点を起点とし、同県道を南進し、林道藤

井線との交点に至り、同林道を南進し、北進し、終点に至る同県道及び同林道の両側百メートル以内の区域、龍王山北城、南城及びその周囲百メートル以内の区域並びに龍王山長岳寺登山道と大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）との交点の百メートル北側を起点とし、同所から同登山道の百メートル北側を東進し、龍王山崇神登山道との交点に至り、同所から龍王山崇神登山道の百メートル南側を同登山道に沿って南西進し、西進し、大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）との交点に至り、同所から大和平野銃猟禁止区域（銃）界を北進し、起点に至る一円の区域（別紙第九図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 川上特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 川上村内の中奥川とムクリユウ谷との交点を起点とし、同所から同谷を北進し、川上村と東吉野村との境界の尾根に至り、同所から同尾根を北進し、標高一、三七三・八メートルの三角点に至り、同所から薊岳に至る稜線を北西進し、同稜線の鞍部に至り、同所から東進し、四郎兵衛谷に至り、同所から同谷を東進し、柴尾川との合流点に至り、同所から同川を南東進し、クロタキ谷との合流点に至り、同所から同谷を北東進し、花ゾノ谷との交点に至り、同所から花ゾノ谷を北東進し、薊岳から穂高明神に続く尾根に至り、同所から同尾根を東進し、奈良県と三重県との境界の交点に至り、同所から同境界を南東進し、赤倉山に至り、同所から尾根を西進し、白髭岳から北に延びる尾根との交点に至り、同所から戸倉谷を北進し、中奥川との合流点に至り、同所から中奥川を西進して起点に至る一円の区域（別紙第二十二図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 大塔特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 五條市大塔町殿野と同町篠原と同町惣谷との交点の高野辻を起点とし、同所から山道を約八百メートル西進し、林道殿野篠原線との交点に至り、同所から同林道を西進し、国道一六八号との交点に至り、同所から同国道を北西進し、県道高野辻堂線との交点に至り、同所から尾根を約七百メートル北東進し、五條市と天川村との境界に至る山道に至り、同所から同山道を北進し、同境界に

至り、同所から同境界を東進し、標高一、一〇六・三メートルの三角点に至り、同所から尾根を南進して起点に至る一円の区域（別紙第二十三図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 吉野特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 国道一六九号と近鉄吉野線との交点を起点とし、同所から同国道を約千五百メートル東進し、町道上市一号線との交点に至り、同所から南進し、主要地方道五條吉野線と町道吉野六六号線との交点に至り、同所から同町道を南進し、林道藤田線との交点に至り、同所から同林道を南進し、主要地方道桜井吉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西進し、北進し、主要地方道五條吉野線との交点に至り、同所から主要地方道五條吉野線を西進し、近鉄吉野線宮駅に至り、同所から近鉄吉野線を北進して起点に至る一円の区域（別紙第七

図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一 名称 大淀特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 大淀町の区域（別紙第二十四図の表示区域）

三 存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

別紙第一図

大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)
(東側北部)



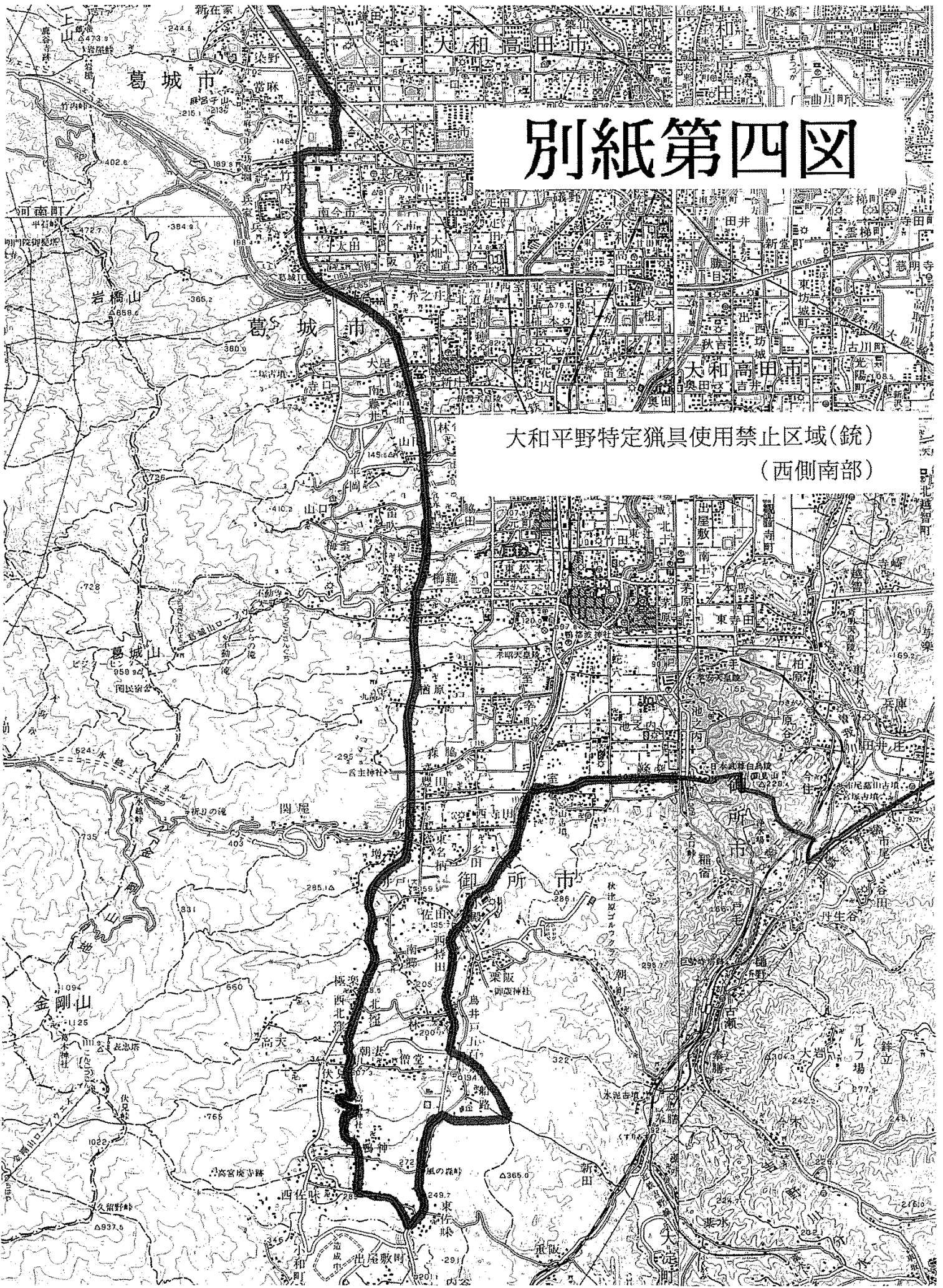
別紙第二図



大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)
(東側中部)

別紙第四図

大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)
(西側南部)



北道智町

別紙第五図

大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)
(西側中部)

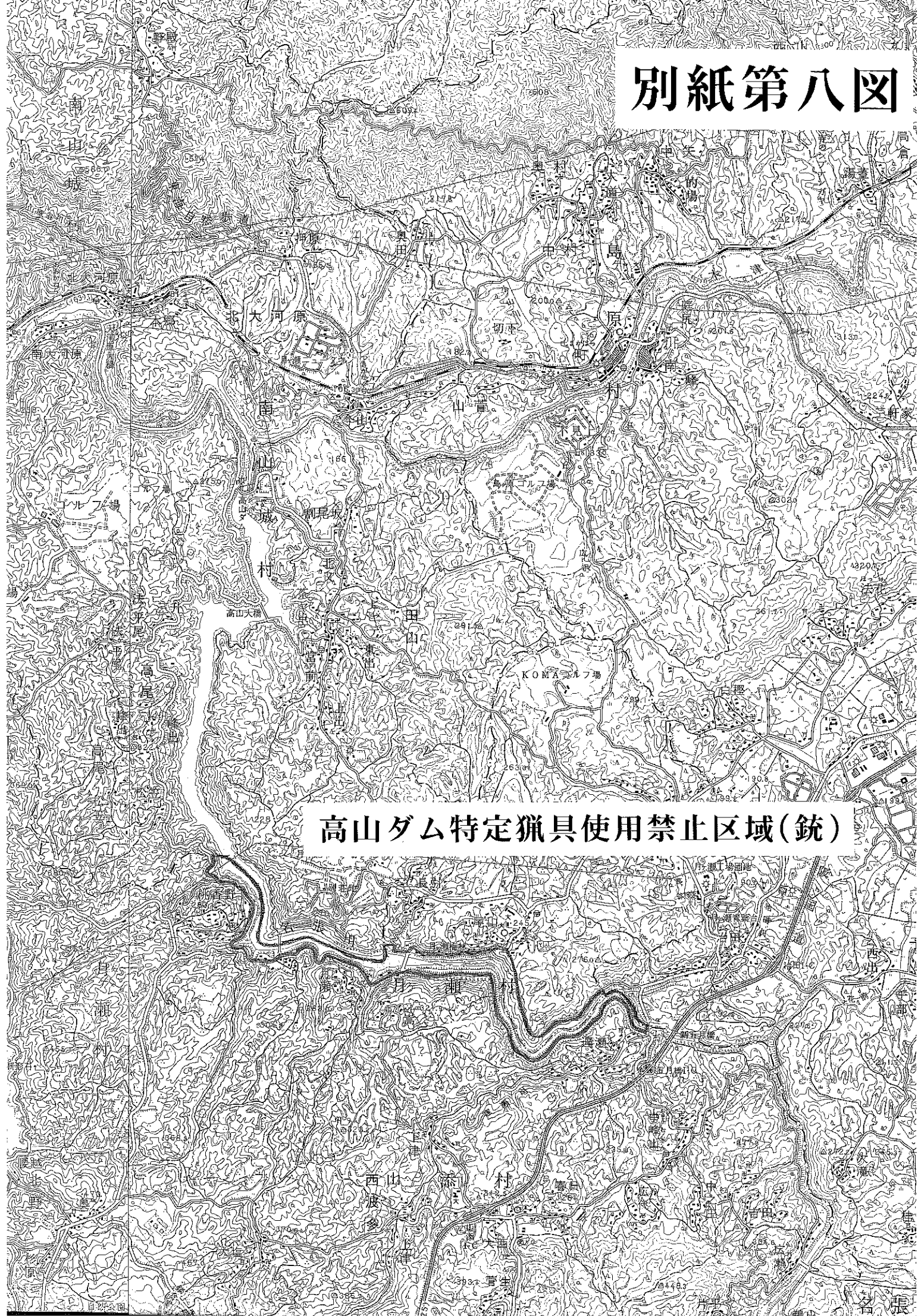


別紙第六図

大和平野特定猟具使用禁止区域(銃)
(西側北部)



別紙第八図



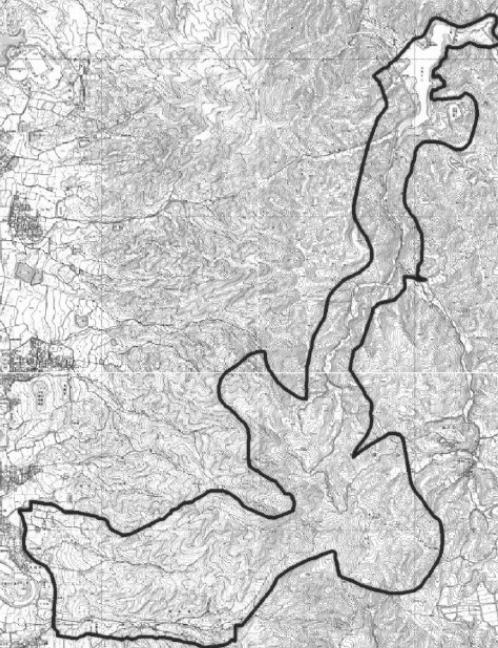
高山ダム特定猟具使用禁止区域(銃)

別紙第九図



奈良万葉カンツリー倶楽部
特定猟具使用禁止区域（銃）

龍王山特定猟具使用禁止区域（銃）



別紙第十図

重阪牧場特定猟具使用禁止区域(銃)

西吉野特定猟具使用禁止区域(銃)



別紙第十一図

春日台カントリークラブ
特定猟具使用禁止区域(銃)

室生ダム特定猟具使用禁止区域(銃)



別紙第十二図

東海自然歩道特定猟具使用禁止区域（銃）
（奈良市）



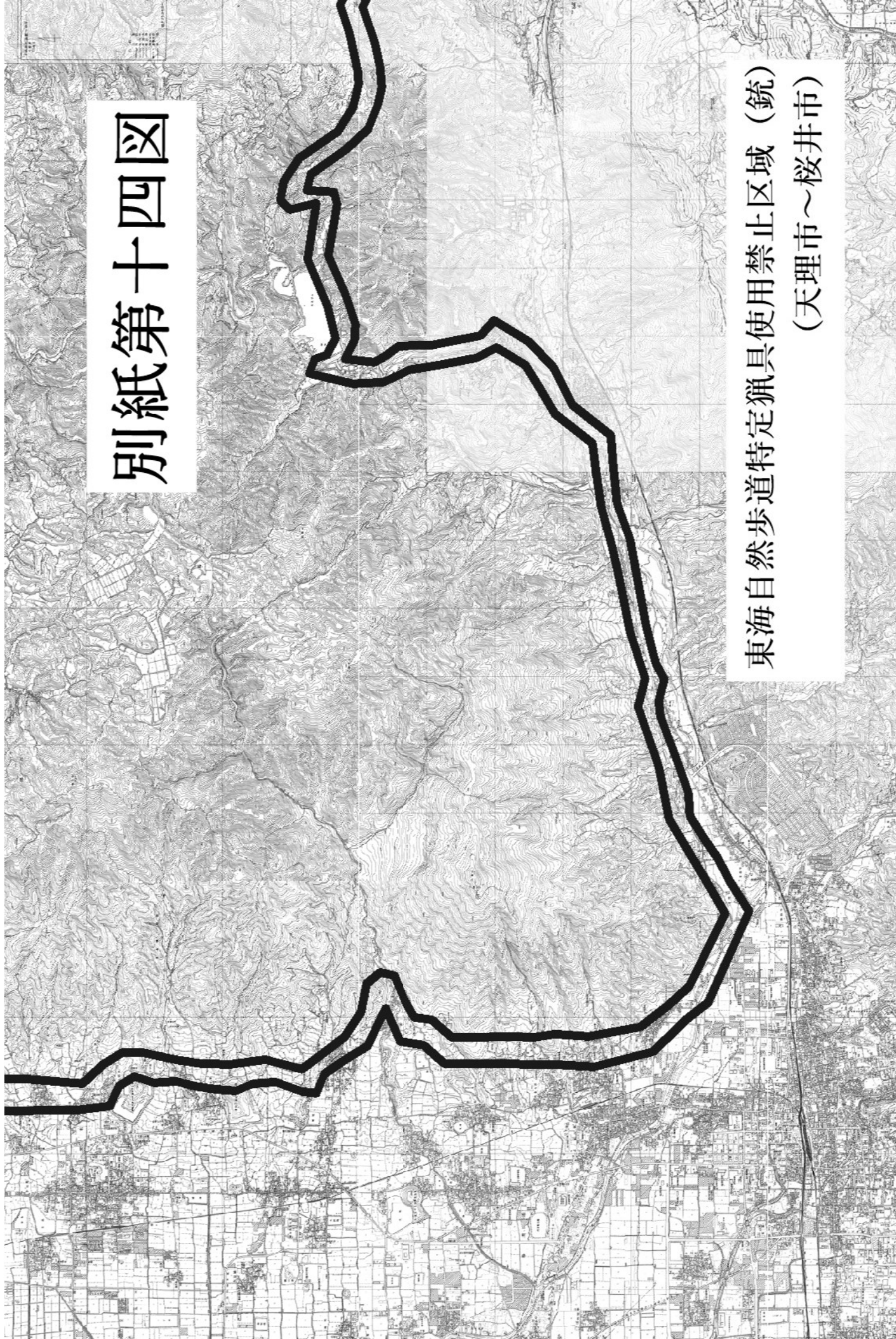


別紙第十三図

東海自然歩道特定猟具使用禁止区域（銃）
（奈良市～天理市）

別紙第十四図

東海自然歩道特定猟具使用禁止区域（銃）
（天理市～桜井市）

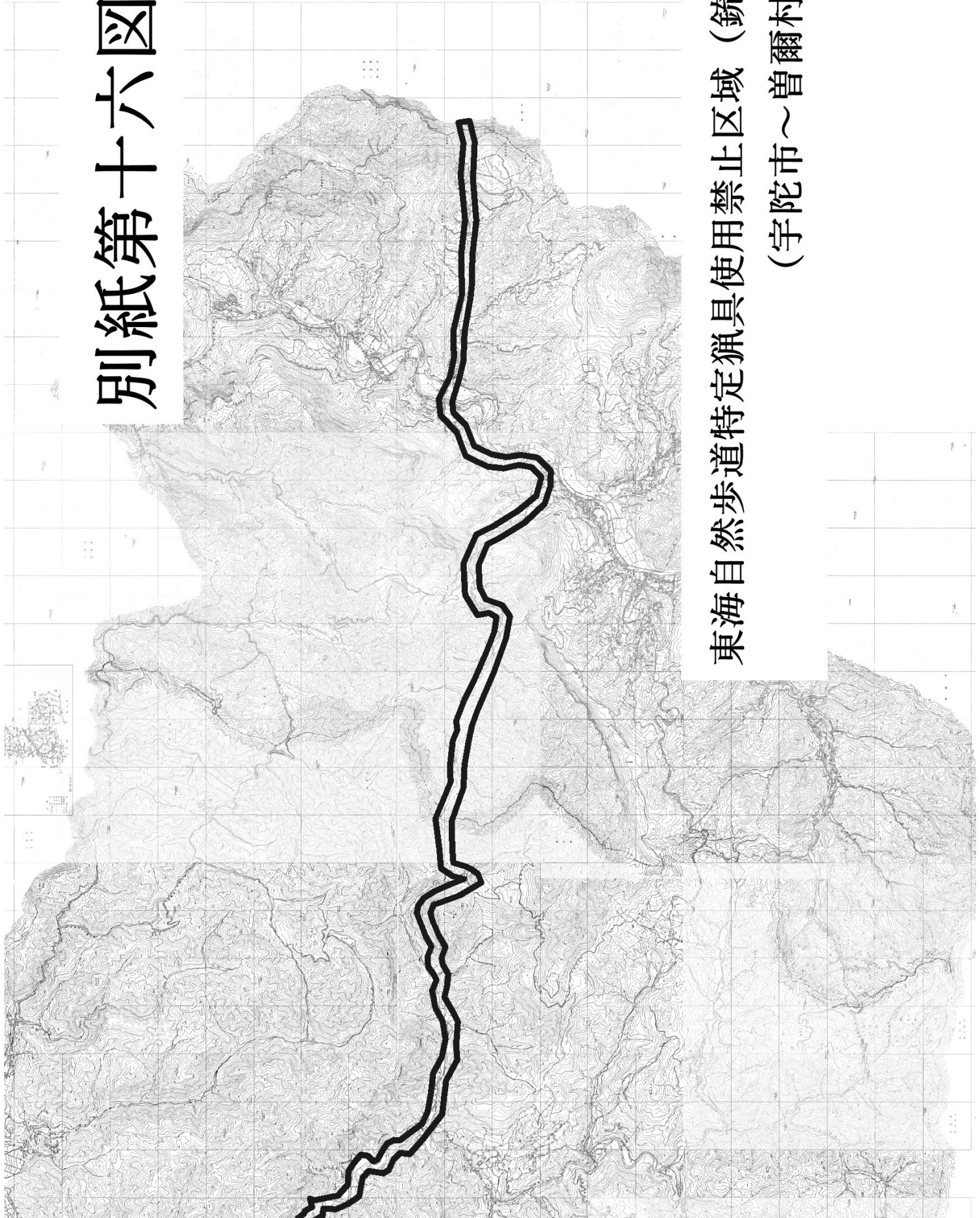


A topographic map showing contour lines, a grid, and a thick black boundary line that outlines a specific region. The region is irregularly shaped, extending from the top left towards the bottom right. It includes a large body of water in the upper right and a town-like area in the lower right.

東海自然歩道特定猟具使用禁止区域（銃）
（桜井市～宇陀市）

別紙第十五図

別紙第十六図

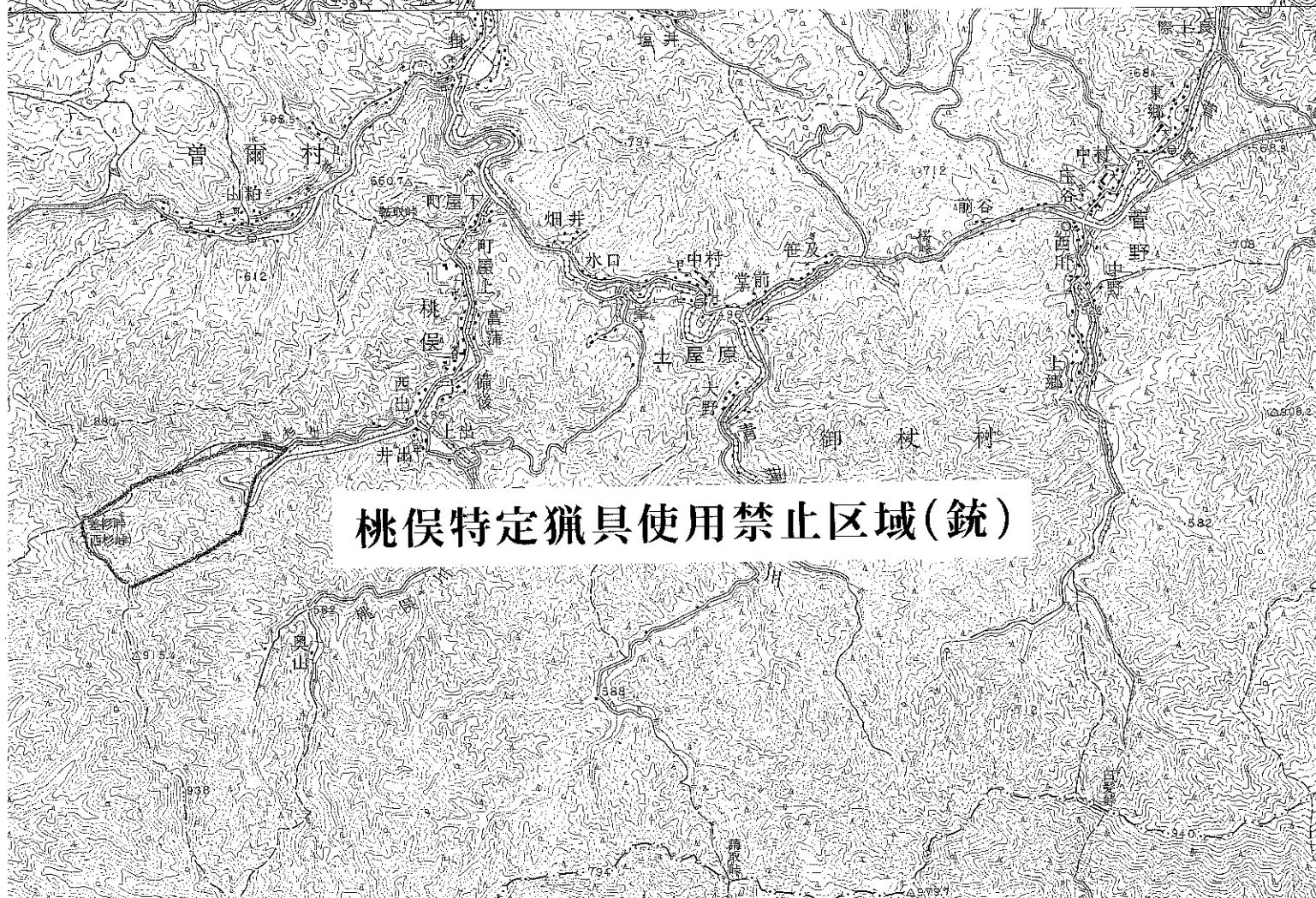


東海自然歩道特定猟具使用禁止区域（銃）
（宇陀市～曾爾村）

別紙第十七図

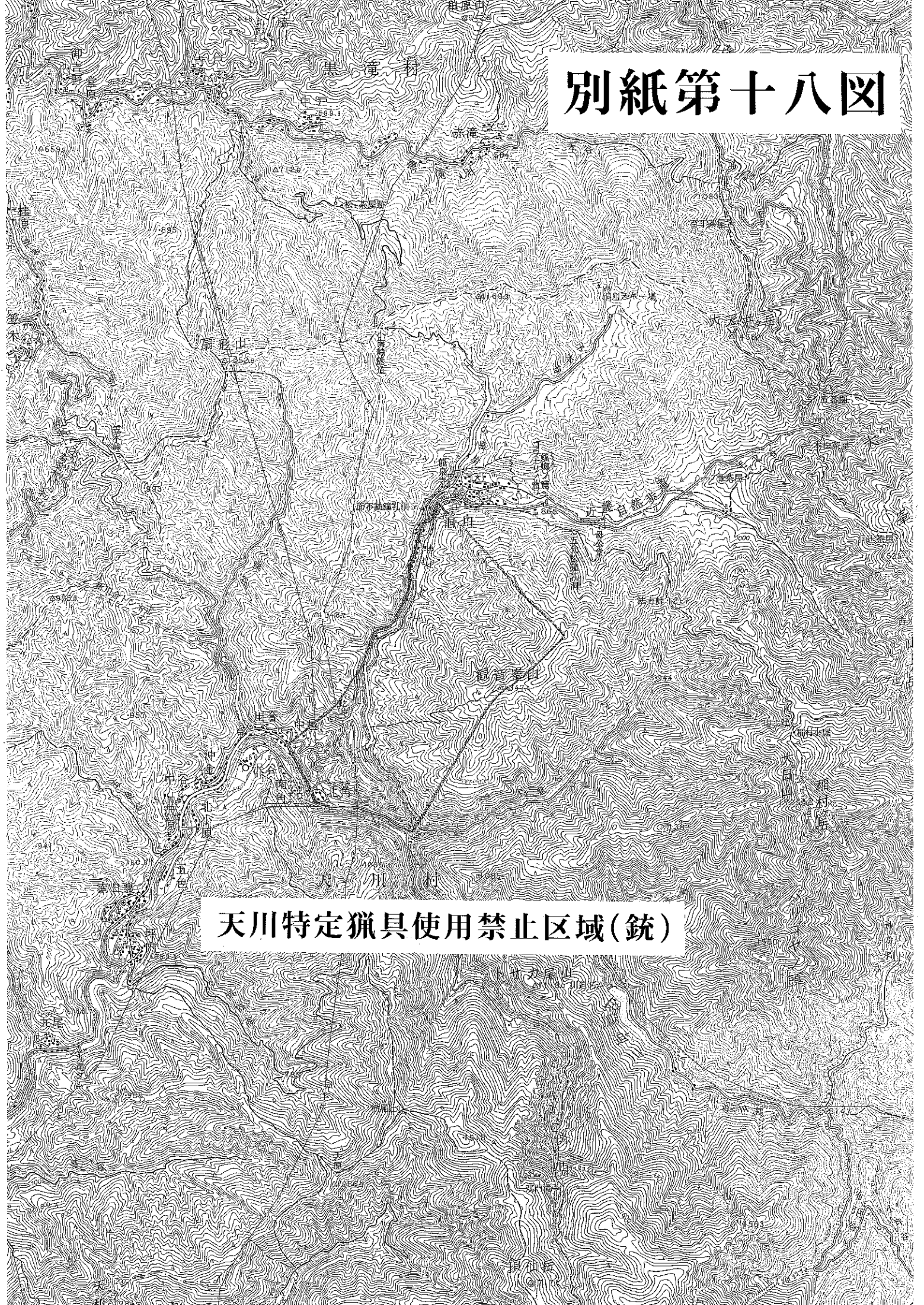


曾爾高原特定猟具使用禁止区域(銃)



桃俣特定猟具使用禁止区域(銃)

別紙第十八図



天川特定猟具使用禁止区域(銃)

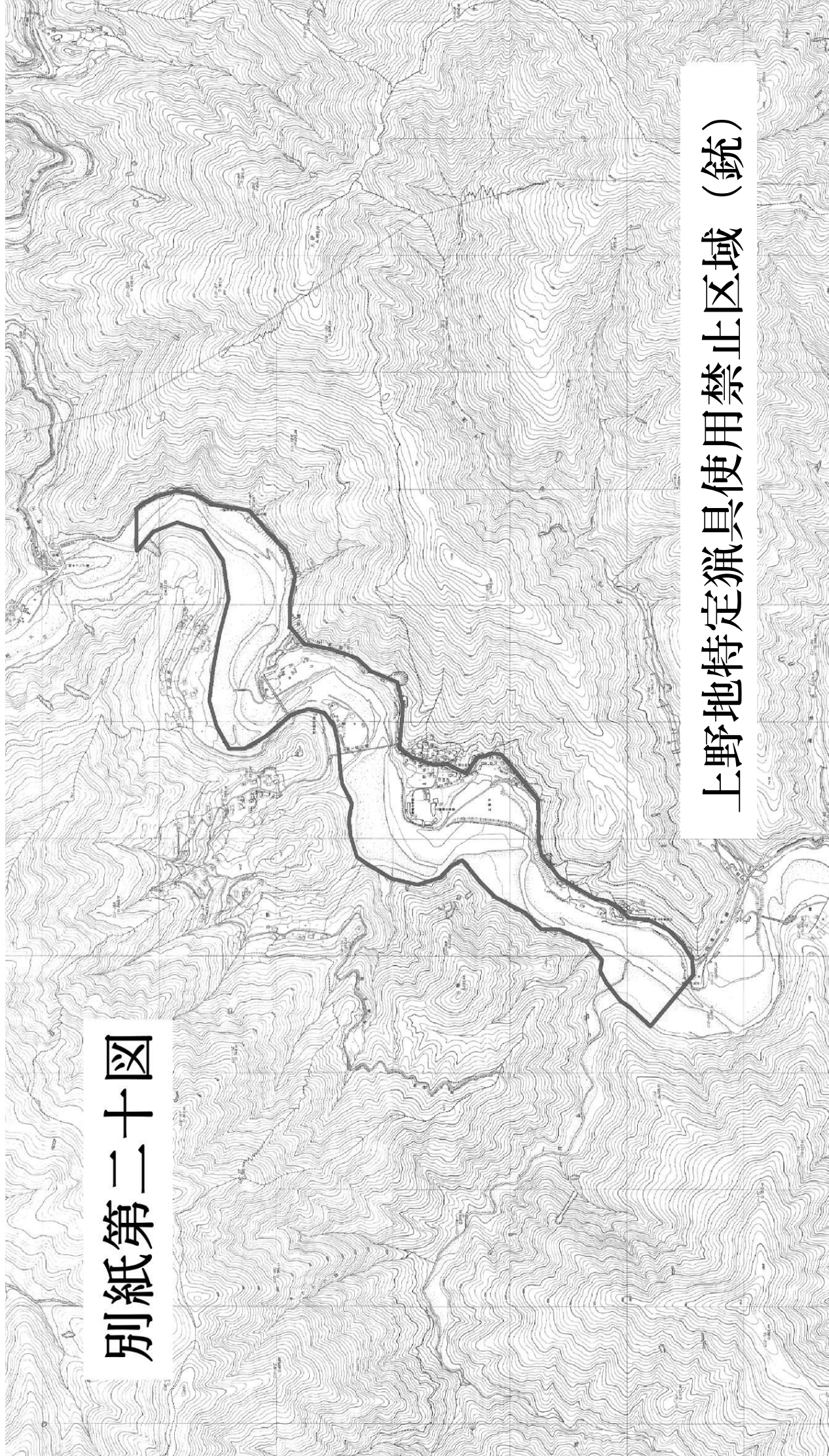
別紙第十九図

二津野ダム特定猟具使用禁止区域(銃)



別紙第二十図

上野地特定猟具使用禁止区域（銃）

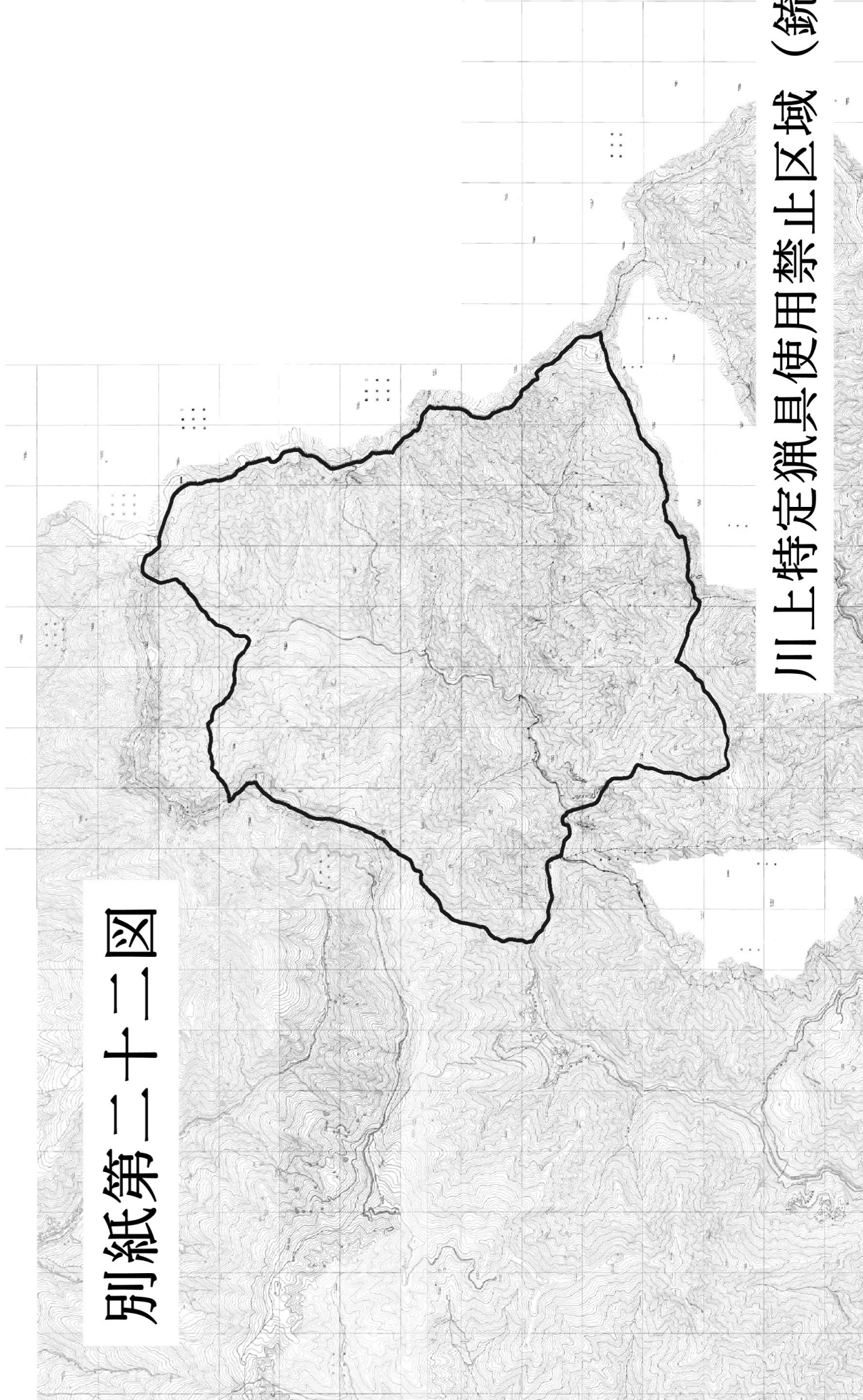


別紙第二十一図



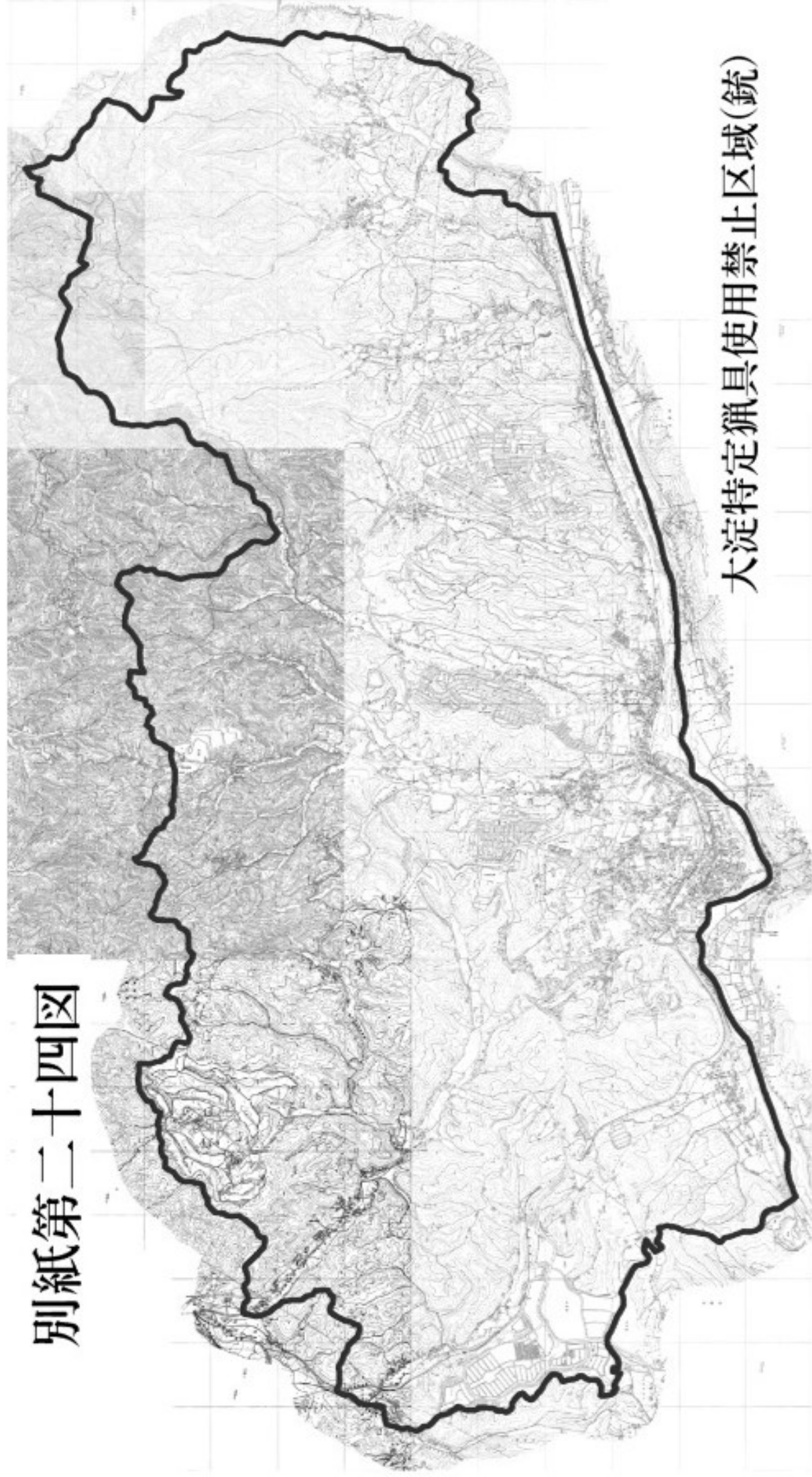
大宇陀特定猟具使用禁止区域(銃)

別紙第二十二図



川上特定猟具使用禁止区域（銃）

別紙第二十四図



大淀特定猟具使用禁止区域(銃)